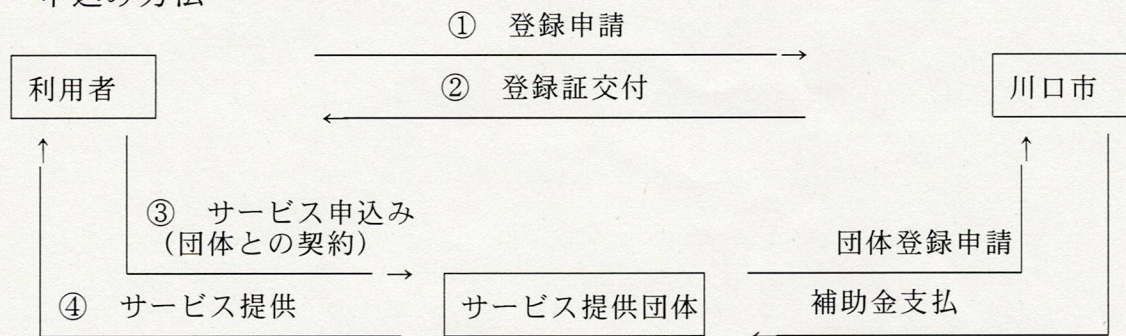


# 川口市障害児(者)生活サポート事業概要

在宅の心身障害児(者)の地域生活を支援するため、障害児(者)及びその家族の必要に応じて、各種サービスを提供し、住み慣れた地域での生活を支援する事業で障害児(者)の福祉向上、及び介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

## 1 申込み方法



## 2 サービス内容 (複数のサービスを提供できる体制をお願いします。)

### (1) 一時預り

障害児(者)のかたをサービス提供団体の活動場所で一定時間預かる。

### (2) 派遣による介護サービス

障害児(者)のかたの自宅等で一定時間介護にあたる。

### (3) 移送サービス

特別支援学校・作業所等への送迎

### (4) 外出援助

障害児(者)のかたと外出し援助する。

## 3 利用料金等 (※にご留意ください)

### (1) 補助の対象となるサービス利用料金は1時間につき950円を上限とする。

障害者1人の補助対象は年間150時間を上限とする。

### (2) 市から団体への補助金額は、サービス利用料金に2を乗じて得た額とする。